

意見公募要領

1 意見公募対象

先般の意見募集（令和 6 年 10 月 3 日（木）から同年 11 月 1 日（金））において、本改正案に対して提出された意見

・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、公正競争確保のための基盤である接続制度等について検討を行ってきました。今般、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処に関して、研究会での検討結果及び研究会において取りまとめられた第八次報告書（令和 5 年 9 月 12 日（木）公表）を踏まえ、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 32 条 3 号の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部の改正を行うものです。

本改正案について、令和 6 年 10 月 3 日（木）から同年 11 月 1 日（金）までの間、意見募集を行いました。その結果を公表するとともに、提出された意見について令和 6 年 11 月 11 日（月）から同年 11 月 24 日（日）までの間、再意見募集を行います。

3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御

提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はエクセルファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は Excel ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和 6 年 11 月 11 日（月）から同年 11 月 24 日（日）まで（必着）

※郵送については同日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ

の意見には、意見公募対象（先般の意見募集において提出された意見）等の該当箇所を記載してください。

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見を提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である先般の意見募集で提出された意見等以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ控え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：小川課長補佐、末吉係長、鍋田官

電 話：03-5253-5844

電子メールアドレス：setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

別紙様式

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
（ふりがな）
住所
（ふりがな）
氏名（注１）
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、令和６年１０月３日付けで公告された「電気通信事業法施行規則の一部改正」に関し提出された意見に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。
- 注３ 誰の意見に対する意見なのかを明記すること。

別紙様式

該当箇所	御意見